

別表2

## 第3部 検査（名称を変更する項目）

旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D003 7	ヘモグロビン	D003 6	ヘモグロビン定性
D003 9	ヘモグロビン精密測定	D003 8	ヘモグロビン定量
D003 11	ヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定	D003 9	ヘモグロビン及びトランスフェリン
D006 10	フィブリンモノマー複合体検出	D006 12	フィブリンモノマー複合体定性
D006 14	D-Dダイマー	D006 14	D-Dダイマー定性
D006 16	D-Dダイマー精密測定	D006 15	D-Dダイマー定量
D006 22	フィブリンモノマー複合体定量精密測定	D006 21	フィブリンモノマー複合体定量
D007 26	フェリチン精密測定	D007 22	フェリチン
D007 27	心筋トロポニンT精密測定	D007 23	心筋トロポニンT定量
D008 15	ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ (HCG $\beta$ )分画精密測定	D008 11	ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ (HCG $\beta$ )分画
D009 4	$\alpha$ -フェトプロテイン(AFP)精密測定	D009 2	$\alpha$ -フェトプロテイン(AFP)
D012 24	ツツガムシ抗体価精密測定	D012 24	ツツガムシ抗体価
D014 3	リウマチ因子測定	D014 2	リウマトイド因子
D014 8	抗核抗体	D014 5	LEテスト
D014 9	抗核抗体精密測定	D014 6	抗核抗体価(蛍光抗体法を除く。)
D014 9	抗核抗体精密測定	D014 7	抗核抗体価(蛍光抗体法)
D014 9	抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定	D014 7	抗ガラクトース欠損IgG抗体価
D014 12	抗DNA抗体精密測定	D014 10	抗DNA抗体価
D023 4	HBV核酸定量測定	D023 3	HBV核酸定量検査
D023 16	HIV-I核酸増幅定量精密検査	D023 10	HIV-I核酸定量検査

別表3

## 第3部 検査 (複数検査を1つの告示にする項目)

旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D003 10 D003 11	ヘモグロビン及びトランスフェリン ヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定	D003 9	ヘモグロビン及びトランスフェリン
D007 4 D007 22	不飽和鉄結合能(UIBC) 不飽和鉄結合能(UIBC)精密測定	D007 17	不飽和鉄結合能(UIBC)
D007 4 D007 23	総鉄結合能(TIBC) 総鉄結合能(TIBC)精密測定	D007 18	総鉄結合能(TIBC)
D007 21 D007 26	フェリチン フェリチン精密測定	D007 22	フェリチン
D007 34 D007 42	ビタミンB <sub>2</sub> 定量 ビタミンB <sub>2</sub> 定量精密測定	D007 33	ビタミンB <sub>2</sub>
D008 4 D008 15	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画定性 ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画精密測定	D008 11	ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分画
D009 1 D009 4	α-フェトプロテイン(AFP) α-フェトプロテイン(AFP)精密測定	D009 2	α-フェトプロテイン(AFP)
D012 6 D012 24	ツツガムシ抗体価 ツツガムシ抗体価精密測定	D012 24	ツツガムシ抗体価
D013 6 D013 7	HBc抗体価 HBc抗体価精密測定	D013 6	HBc抗体価
D013 6 D013 8	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価 HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定	D013 7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価
D014 5 D014 9	抗ガラクトース欠損IgG抗体 抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定	D014 7	抗ガラクトース欠損IgG抗体価
D014 10 D014 11	抗SS-A/Ro抗体 抗SS-A/Ro抗体精密測定	D014 9	抗SS-A/Ro抗体
D014 10 D014 11	抗SS-B/La抗体 抗SS-B/La抗体精密測定	D014 9	抗SS-B/La抗体
D014 10 D014 11	抗ScL-70抗体 抗ScL-70抗体精密測定	D014 9	抗ScL-70抗体
D015 11 D015 12	レチノール結合蛋白(RBP) レチノール結合蛋白(RBP)精密測定	D015 13	レチノール結合蛋白(RBP)
D023 2 D023 3	淋菌核酸同定精密検査 淋菌核酸増幅同定精密検査	D023 2	淋菌核酸同定検査
D023 2 D023 3	クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査 クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査	D023 2	クラミジアトラコマチス核酸同定検査

別表4

## 第3部 検査 (削除する項目)

旧区分番号	旧検査項目名
D007 2	$\beta$ -リボ蛋白
D007 6	モノアミノキシダーゼ(MAO)
D007 4	総鉄結合能(TIBC)
D007 4	不飽和鉄結合能(UIBC)
D007 21	フェリチン
D007 24	心筋トロポニンT定性
D007 34	ビタミンB2定量
D008 4	ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ (HCG $\beta$ )分画定性
D008 7	T3摂取率(T3-uptake)精密測定
D009 1	$\alpha$ -フェトプロテイン(AFP)
D009 2	免疫抑制酸性蛋白(IAP)
D012 6	ツツガムシ抗体価
D012 32	ヴィダール反応
D013 6	HBc抗体価
D013 6	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価
D014 2	リウマチ因子スクリーニング
D014 5	抗ガラクトース欠損IgG抗体
D014 7	抗DNA抗体
D014 10	抗SS-A/Ro抗体
D014 10	抗SS-B/La抗体
D014 10	抗Scl-70抗体
D015 5	$\alpha$ 1-酸性糖蛋白測定
D015 11	レチノール結合蛋白(RBP)
D015 14	$\alpha$ 1-酸性糖蛋白精密測定
D021 1	ナイアシンテスト
D023 2	淋菌核酸同定精密検査
D023 2	クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査
D023 4	HBV核酸同定精密測定
D023 11	HIV-I核酸同定検査

項 目	現 行	改 正 案
<p>第 2 章第 4 部 画像診断</p> <p>通則</p> <p>(点数の見直し)</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に58点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。</p> <p>5 区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画</p>	<p>4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又は区分番号E004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に70点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。</p> <p>5 区分番号E102及び区分番号E203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関にお</p>

第1節 エックス線診断料

(通則の見直し)

像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に87点を加算する。

いて、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り所定点数に180点を加算する。

(通則の追加)

4 デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。

- イ 単純撮影の場合 60点
- ロ 特殊撮影の場合 64点
- ハ 造影剤使用撮影の場合 72点
- ニ 乳房撮影の場合 60点

4 デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について15点を加算する。

(新設)

5 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、第1号から第3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。また、当該加算を算定した場合には、第4号に掲げる加算は算定しない。

- イ 単純撮影の場合 60点

<p>(注の移動)</p>	<p>5 特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係るエックス線診断料は、区分番号E004に掲げる基本的エックス線診断料の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。</p>	<p>→</p>	<p>ロ 特殊撮影の場合 64点 ハ 造影剤使用撮影の場合 72点 ニ 乳房撮影の場合 60点</p> <p>6 特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係るエックス線診断料は、区分番号E004に掲げる基本的エックス線診断料の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。</p>
<p>E003 造影剤注入手技</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>3 動脈造影カテーテル法</p> <p>イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 1, 820点</p> <p>ロ イ以外の場合 1, 180点</p>	<p>→</p>	<p>イ 3, 600点</p> <p>ロ</p>
<p>(点数の見直し)</p>	<p>4 静脈造影カテーテル法 1, 180点</p>	<p>→</p>	<p>3, 600点</p>
<p>第2節 核医学診断料</p> <p>(通則の見直し)</p>	<p>3 コンピューターによる画像処理を行った場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に60</p>	<p>→</p>	<p>3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に</p>

	<p>点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>		<p>120点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>
<p>第3節 コンピューター断層撮影診断料</p> <p>(通則の見直し)</p>	<p>3 コンピューターによる画像処理を行った場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に60点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>	<p>→</p>	<p>3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、所定点数に120点を加算する。ただし、この場合において、フィルムのコストは算定できない。</p>
<p>E200 コンピューター断層撮影 (一連につき)</p>			
<p>(名称の変更)</p>	<p>E200 コンピューター断層撮影 (一連につき)</p>	<p>→</p>	<p>E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影) (一連につき)</p>
<p>(名称の変更)</p>	<p>1 単純CT撮影</p>	<p>→</p>	<p>1 CT撮影</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 特殊CT撮影 (管腔描出を行った場合) 950点</p>	<p>→</p>	<p>(削除)</p>

(名称の変更)	<p>3 脳槽CT造影 2, 300点</p> <p>注1 単純CT撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>	→	<p>2 脳槽CT撮影（造影を含む。） 2, 300点</p> <p>注1 CT撮影のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>
(削除)	<p>注2 特殊CT撮影については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>	→	(削除)
(注の見直し)	<p>注3 単純CT撮影、特殊CT撮影及び脳槽CT造影に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。</p>	→	<p>注2 CT撮影及び脳槽CT撮影（造影を含む。）に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。</p>
(注の見直し)	<p>注4 単純CT撮影又は特殊CT撮影について造影剤を使用した場合は、その使用した部位にかかわらず、所定点数に500点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（閉鎖循環式麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。</p>	→	<p>注3 CT撮影について造影剤を使用した場合は、所定点数に500点を加算する。この場合において造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、加算点数に含まれるものとする。</p>



<p>(注の新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>→</p>	<p>注4 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、冠動脈のCT撮影を行った場合は所定点数に600点を加算する。</p>
<p>(注の見直し)</p>	<p>注5 脳槽CT造影に係る造影剤注入手技料及び麻酔料（閉鎖循環式麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>注5 脳槽CT撮影（造影を含む。）に係る造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。</p>
<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）</p>	<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）</p>	<p>→</p>	<p>E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（一連につき）</p>
<p>(名称の変更)</p> <p>(項目の見直し)</p> <p>(点数の見直し)</p>	<p>1 単純MRI撮影</p> <p>イ 1.5テスラ以上の機器による場合 1, 230点</p> <p>ロ イ以外の場合 1, 080点</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>1 1.5テスラ以上の機器による場合 1, 300点</p> <p>2 1以外の場合 1, 080点</p>